

令和 4 年 8 月 2 日

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

福島第一原子力発電所特定原子力施設の一部使用承認について

令和 4 年 2 月 18 日付け廃炉発官 R 3 第 2 1 6 号をもって申請がありました上記の件については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 20 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

福島第一原子力発電所

使用済燃料乾式キャスク仮保管設備

使用済燃料乾式キャスク 13 基

（輸送貯蔵兼用キャスク B（60～72 号機） 13 基）

乾式キャスク支持架台 13 基

コンクリートモジュール 13 基

2. 使用期間

自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る対象設備の規則第 20 条第 1 項の表第 1 号及び第 2 号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時

至：令和 2 年 1 月 14 日付け廃炉発官 R 1 第 1 8 9 号（令和 2 年 4 月 30 日付け廃炉発官 R 2 第 2 6 号、令和 2 年 1 月 6 日付け廃炉発官 R 2 第 1 6 2 号及び令和 4 年 2 月 18 日付け廃炉発官 R 3 第 1 6 8 号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請があった使用前検査申請に係る全ての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項に基づく使用前検査の終了まで

3. 使用の方法

申請書「使用の方法」の欄に記載の方法のとおり